

## 室戸市浄化槽設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、室戸市補助金交付規則（平成13年規則第15号）第17条の規定に基づき、室戸市浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽及びし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針及び法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものをいう。

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、室戸市の区域の全域における浄化槽の設置事業とし、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合及び施工上の制約により単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置されるときに限る。）を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第20号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められる者

### (補助金額)

第5条 補助金の対象額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第2に定める額を補助金の支給限度額とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ室戸市浄化槽設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図

- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の申請内容を変更しようとするとき又は補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、室戸市浄化槽設置費補助金変更等（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度に属する2月20日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了後1月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内）又は当該年度に属する3月15日のいずれか早い日までに室戸市浄化槽設置費補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細書及びその工事請負契約書並びに支払金領収書の写し
- (4) 次の浄化槽設置工事写真一式
  - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ かさ上げの状況を示す写真

(補助金の請求)

第10条 市長は、室戸市浄化槽設置費補助金交付請求書（別記様式第6号）による補助対象者の請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
- (5) 補助事業の実施にあたり、施工業者として別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものと契約しているとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第74号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第71号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条、第11条関係）

- 1 暴力団（室戸市暴力団排除条例（平成22年条例第25号。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（高知県暴力団排条例（平成22年高知県条例第36号。以下「県暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 県暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第5条関係）

人槽区分	補助限度額
5人槽	330,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	546,000円

※ 基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、基準額に9万円を加えた額とする。